

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第65号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第3集会室（特別室）」を「第3集会室」に、「第7集会室」を「第7集会室 第8集会室」に、「第4和室 工芸室（工芸使用） 料理室 音楽室」を「第1工芸室（工芸使用） 第2工芸室（工芸使用） 料理室 多目的室 第1音楽室 第2音楽室」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月15日から施行する。